平成２１年（フ）第８４１号
東京都八王子市川口町3562番地川口ハイツ205号
債務者　森岡　千鶴
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１２号
静岡県浜松市東区薬新町258番地　ベルクラント206
債務者　松浦　由里
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
愛知県岡崎市北野町字高塚67番地２　グランシャリオ201
債務者　三宅　康弘
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
青森県むつ市脇野沢本村114番地
債務者　川﨑　和美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
静岡県浜松市中区元魚町155番地　パレスはなやしき103号室
債務者　高村　文明
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
岡山県津山市林田947番地３
債務者　丸山　博信
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７４２号
岩手県久慈市山根町下戸鎖第５地割19番地２、旧住所横浜市南区六ツ川４丁目1192番地１　アール・ケープラザ東戸塚Ⅲ304号室
破産者　長倉利美雄
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１１５号
山形県最上郡金山町大字下野明395番地の５
破産者　笹原　　学
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第２９０４号
福岡市東区土井１丁目４番12号、申立時の住所福岡市東区箱崎７丁目７番17―609号
破産者　小城　昭俊
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３号
山形県最上郡金山町大字山崎19番地
破産者　小野　桂子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１９号
山形県新庄市大字松本609番地の10
破産者　梁瀬さとみ
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２１号
山形県最上郡戸沢村大字松坂108番地の１
破産者　森　　直樹
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２２号
山形県最上郡大蔵村大字清水2558番地
破産者　半田ヨシ子
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６５号
栃木県矢板市木幡253番地４　ノーブル・フラワーＡ102号
破産者　平野　友明
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第４２０号
埼玉県八潮市２丁目196―１　レジデンスシバ104、住民票上の住所埼玉県草加市手代町283番地３
破産者　齋藤　民治
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５５８号
埼玉県春日部市金崎1968番地４、開始決定時の住所埼玉県草加市青柳４丁目16番１号
破産者　駒田　舜三
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目５番49号　ゆう＆コノムハイツ201号、前住所埼玉県三郷市彦成３丁目11番10―807号、開始決定時の住所埼玉県三郷市彦成３―11―７―105
破産者　三浦　範雄
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係